

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第4条第2項中「乗ずる」を「乗じる」に改め、同条第3項第1号中「在職期間」を「基礎在職期間（条例第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第5条の見出し中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第6条第1項本文中「在職期間」を「基礎在職期間」に改め、「月から」の右に「その基礎在職期間の」を加える。

第7条中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第8条第2項各号列記以外の部分中「在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「の在職期間」を「の基礎在職期間」に、「在職期間及び」を「基礎在職期間及び」に、「当該在職期間」を「当該基礎在職期間」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第9条を削る。

第10条の前の見出しを削り、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(死亡による退職)」を付する。

第11条中「条例第7条」を「葬祭を行った者は、条例第5条」に、「, 葬祭を行った者が葬祭料」を「葬祭料の支給」に、「葬祭料支給申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 葬祭費用の額

第11条を第10条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第1号中「条例第2条の2から第3条の2まで及び第8条の規定による退職手当(以下「」を削り、「」という)を「(条例第2条第3項に規定する一般の退職手当等をいう。以下同じ)」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、同条中「第12条第4項」を「第11条第4項」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「任命権者」を「退職手当管理機関(条例第9条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。)」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「第15条」を「第17条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

別表第2中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)